

給実甲第1268号

令和2年2月3日

人事院事務総長

給実甲第580号の一部改正について（通知）

給実甲第580号（扶養手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ
うに改める。

改正後	改正前
給与法第11条の2及び規則第3条 関係 1 職員の扶養親族として認定されている者が、遡及して規則第2条各号に該当することとなつたために扶養親族たる要件を欠くに至る場合の、職員に給与法	給与法第11条の2及び規則第3条 関係 1 職員の扶養親族として認定されている者が、遡及して規則第2条各号に該当することとなつたために扶養親族たる要件を欠くに至る場合の、職員に給与法

第11条の2第1項第2号に掲げる事実が生じた日とは、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。）をさすものとする。

2 （略）

3 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が給与法第11条の2第1項の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、同条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の「15日」の期間に含まれないものとする。

第11条の2第1項第2号（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第80号。以下「平成28年改正法」という。）附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事実が生じた日とは、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。）をさすものとする。

2 （略）

3 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が給与法第11条の2第1項（平成28年改正法附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、給与法第11条の2第2項ただし書（給与法第11条の2第3項において準用する場合及び平成28年改

4・5 (略)

6 給与法第11条の2第1項第2号の「満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合」及び同条第3項第7号の「特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」については、扶養手当認定簿に記載された当該扶養親族の生年月日によって当該事実を確認し、同条第2項又は第3項の規定に従い、扶養手当の月額を認定するものとする。この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載するものとする。

正法附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。

以下同じ。)の「15日」の期間に含まれないものとする。

4・5 (略)

6 給与法第11条の2第1項第2号の「満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合」及び同条第3項第7号の「特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」については、扶養手当認定簿に記載された当該扶養親族の生年月日によって当該事実を確認し、同条第2項又は第3項(平成28年改正法附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に従い、扶養手当の月額を認定するものとする。この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載するものとする。

別紙第1

扶 養 親 族 届

(令和 年 月 日提出)

各庁の長 殿	勤務官署名			
	官職		氏名	印

給与法第11条の2第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 通添付)

届出の理由 (該当する□に✓印を付すこと)

1 新たに職員となった (行H9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る)

2 行H9級以上職員等から行H9級以上職員等以外の職員となった (子以外の扶養親族がある場合に限る)

3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある (行H9級以上職員等にあつては、子に限る)

4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行H9級以上職員等にあつては、子に限る)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額 所得の種類 金額	届出事実の 発生年月日	届出の事由

記入上の注意

- 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
- 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
- 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参 考 (上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。)

別紙第1

扶 養 親 族 届

(令和 年 月 日提出)

各庁の長 殿	勤務官署名			
	官職		氏名	印

給与法第11条の2第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 通添付)

届出の理由 (該当する□に✓印を付すこと)

1 新たに職員となった

2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある

3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額 所得の種類 金額	届出事実の 発生年月日	届出の事由

記入上の注意

- 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
- 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
- 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参 考 (上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。)

以 上